



国民年金からのお知らせ

【申請・問合せ先】

日本年金機構米子年金事務所 ☎ 34-6111
 役場町民生活課 ☎ 66-3114

免除期間における年金額の
 計算方法が変わりました

これまで国民年金保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料を全額納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からの期間は2分の1として計算されるようになりました。

平成21年4月分からの免除（全額免除・^(※)一部免除）申請を行った期間に係る老齢基礎年金の金額は、次のとおりです。

(※)一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。保険料を納付しないと未納期間となります。

■全額納付した年金額と比較した時の割合■

免除区分	平成21年4月以降	平成21年3月以前
全額免除	4/8	2/6
1/4納付 (3/4免除)	5/8	3/6
半額納付 (半額免除)	6/8	4/6
3/4納付 (1/4免除)	7/8	5/6

老齢基礎年金を受けるために
 必要な期間(受給資格期間)と金額

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせて、原則として25年以上である人が65歳から受けられます。平成23年度は満額で788,900円ですが、これは20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の金額です。保険料の未納期間や免除期間がある場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。



お医者さんと禁煙しませんか？
 禁煙治療費助成を始めました

【問合せ先】

西部総合事務所福祉保健局
 健康支援課 ☎ 31-9318
 役場健康福祉課 ☎ 66-5524

鳥取県では、タバコをやめたい方を積極的に支援するため、禁煙治療の保険適用対象外の方(※ブリンクマン指数200未満の方)に対し、保険適用相当額を助成します。 ※ブリンクマン指数=1日喫煙本数×喫煙年数

- 【対象者】 鳥取県内に住所が有り、各種保険適用を受けずに禁煙治療を行っている方・
 ブリンクマン指数が200未満の方・医師から禁煙治療の成功を確認された方 他
- 【対象医療機関】 県内の禁煙外来治療ができる医療機関及び保険薬局
- 【助成内容】 保険適用となる禁煙治療に準じた治療に係る保険適用相当額を助成
- 【申請先】 西部総合事務所福祉保健局健康支援課
 (米子市東福原1丁目1-45)



・広報なんぶ9月号「教育委員会だより」右側の写真が間違っていました。
 ・「まちの話題」安藤倫理さんは、正しくは倫理さんでした。おわびし訂正します。